



2025年3月

防災管理者等研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

資料5

高圧ガス保安法に基づく立入検査について (コンビ則事業所)

神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 消防保安課
高圧ガス・コンビナートグループ

- ・ 高圧法（コンビ則）に基づく立入検査（実施内容）
- ・ 調査項目
- ・ 結果
 - ・ とりまとめ（総合評価）
 - ・ 多かった改善指摘事項
 - ・ 調査項目（個票）別
- ・ 最後に

（実施内容）

対象：特定製造事業所（全事業所※2024年4月1日時点稼働）

概要：県内の認定事業所において重大な法令違反、管理体制の不備による認定取消事案を受け、同様の法令違反等の再発を防ぐ観点から、各事業所の保安管理の実態を確認し、その結果を各事業所にフィードバックすることを目的として実施するもの。

内容：①事前調査 2023年11月2日～12月1日
事業所の各調査項目に対する回答を事前に把握 ※調査項目は次頁

②現地調査 2024年1月～2025年1月
事業所に備えている規程類・記録類等書面確認及び聴取により管理・運用状況等の実績を確認

調査項目

I 法令遵守に係る管理体制について

無許可での変更工事や工事後の届出漏れなどの法令違反を防止するための規程・体制・運用について、各事業所の具体的な措置内容を調査
(工事の手続き全般の管理、申請書等の内容を確認する体制、変更工事の進捗を確認する体制 等)

II 危害予防規程等 について

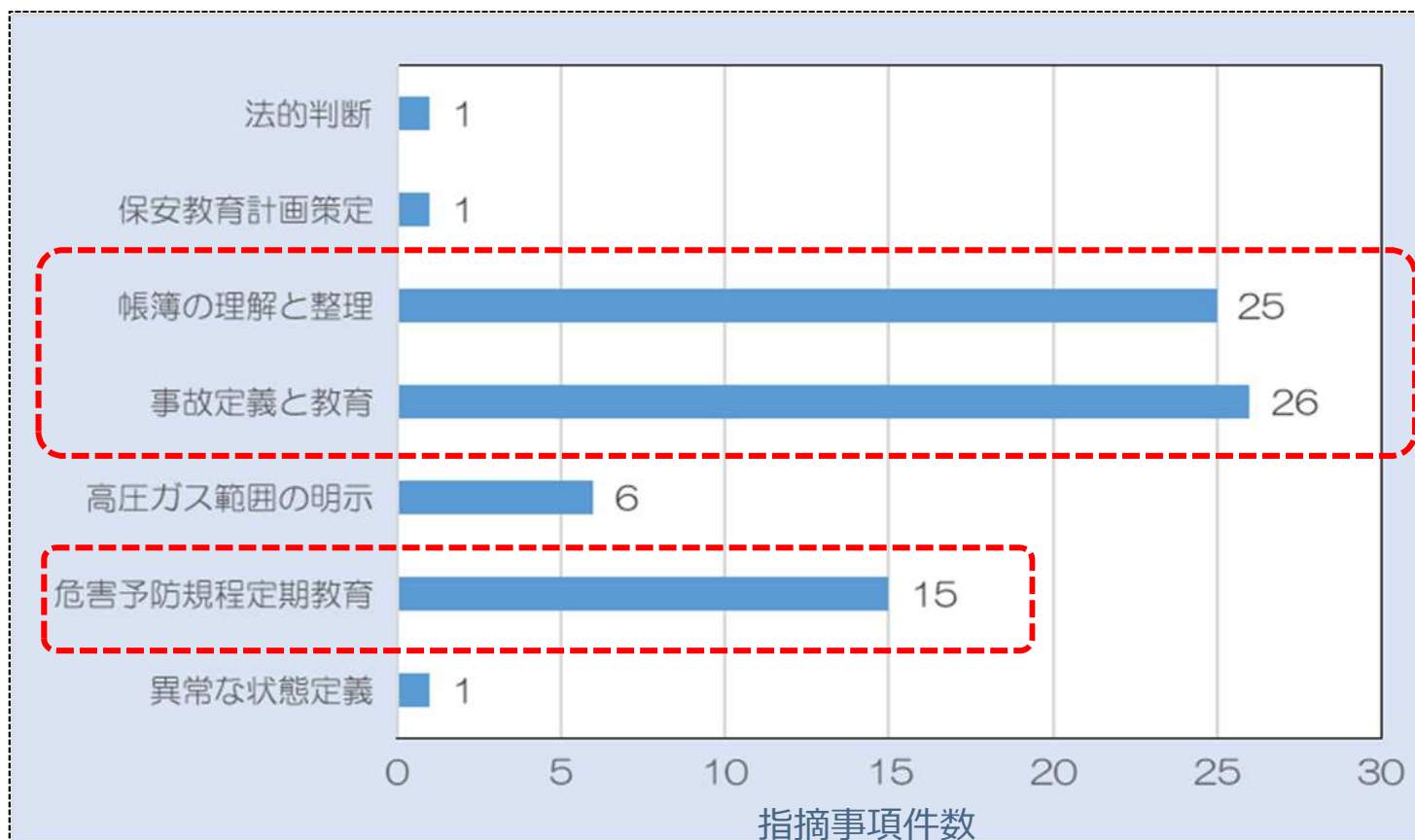
施設異常時の帳簿への記載漏れ、設備台帳の不備による検査未実施、行政情報の理解不足や周知不足、といった不備を防止するための規程・体制・運用について各事業所の具体的な措置内容を調査
(規程類の見直し、製造施設の整備・運転に係る記録の管理)

III 事故防止関係 について

高圧ガス事故の定義の誤認、微小漏洩の拡大解釈、応急対応の理解不足により第一発見者が負傷など、事故対応の不備を防止するための規程・体制・運用について、各事業所の具体的な措置内容を調査
(事故の未然防止の取組み、事故時の対応)

結果

- ・ 本調査では法令違反と直ちに判断されるような事柄は認めなかった。
- ・ （違反の）おそれが懸念される場合には、改善の検討と報告を指導した。
(31事業所、75件)



改善を求めた指摘事項：

「帳簿の理解と整理」「事故定義と教育」「危害予防規程定期教育」で約 9 割

結果（多かった改善指摘事項）

帳簿の理解と整理

主な指摘内容：

事業所の運転管理や設備管理の記録類を「帳簿」と規定しているが、記載内容の“抜け”や“保存期間の明確化”がされていないなど、高圧法の「帳簿」の規定を満たしていないおそれがある。

改善指導：

法定の「帳簿」の理解と保存期間も含めたその記録類の整理

確認

- ✓高圧法※の「帳簿」の規定を正しく理解しているか ※法第六十条、コンビ則第五十条
- ✓「帳簿」に該当する記録類が整理され、保存期間とともに明確になっているか

良好事例

異常な状態の記録について、日常運用している日誌を取り上げた教育の実施 ➡ 運転員等現場における理解の深化が期待される

その他の帳簿に関連した指摘：

CEの運転記録の運転基準に基づく記録記載の徹底（記載漏れによる不備の改善）

(参考) 帳簿

高圧ガス保安法 第六十条

第一種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、高圧ガス若しくは容器の製造、販売若しくは出納又は容器再検査若しくは附属品再検査について、経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

コンビ則 第五十条

法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。（2略）

次の表（抜粋）

記載すべき場合	三 製造施設に異常があつた場合※
記載すべき事項	異常があつた年月日及びそれに対してとった措置

※放置すれば客観的にみて事故発生の可能性があつた場合又は技術上の基準に対して違反となる場合（内規）

結果（多かった改善指摘事項）

事故定義と教育

主な指摘内容：

高圧ガス事故等の定義について、規定化がされていない（間違った内容を規定している）、事業所内で理解浸透がされていない等は、事故等になり得る事象が発生した場合に、通報遅れ等、適切な措置が講じられないおそれがある。

改善指導：

早期の規定化と周知教育の徹底

確認

- ✓ 「高圧ガス事故等」を明確にしているか
- ✓ 従業員等に理解浸透しているか（保安教育等による「理解度」の確認）

良好事例

- ・ 故障、事故、災害について細分化した定義、報告、連絡、報告書作成及び再発防止等を規定化
 - ・ 高圧法の事故等、石炭法異常現象、危険物事故の定義を一覧表で運用している。
- ➡ 複数の法規定を体系的にまとめる工夫を施し、事業所内の理解促進を図っている。

結果（多かった改善指摘事項）

危害予防規程の定期教育

主な指摘内容：

危害予防規程に「教育」を定めて従業員への周知を図ることとしているが、実態が改訂時の所内周知のみなど、定期的な教育がされていない場合には、従業員の規定の理解不足が懸念される。

改善指導：

高圧ガス業務への関与度に応じた定期的な教育の実施、保安教育計画への反映

確認

- ✓ 危害予防規程に係る教育を「保安教育計画」に反映しているか
- ✓ 業務内容に応じて、規定類の内容が、従業員等に理解浸透しているか

良好事例

- ・ 定期の危害予防規程教育における工夫
例）一定のサイクルによる教育、高圧ガス関連の「度合い」による対象者の区分とそれに応じた教育と効果測定
- ・ 自前の法令講習会を継続して開催。アンケートにてブラッシュアップもしている。（事故定義等重要事項は繰り返し教育）
➡ その事業所に適した教育方法を追求して実効性を高めている。

結果（個票別）

I 法令遵守に係る管理体制

- ・ 製造施設に係る変更工事について、発注から工事完了まで規定化・様式化で管理する事業所が多かった。一方、施設に係る変更工事件数が少ない事業所にあっては管理が属人的な現場運用となっている。
- ・ 製造施設の変更工事における高圧ガス保安法の手続き有無について責任の所在等を明確にして適切に判断できるよう、所内規定化・様式化して管理することが望ましく、その体制がない事業所に対しては改善の助言を行った。

良好事例

【行政手続き要否判断、工事進捗管理に関する工夫】

- ・ 把握しやすい処理系統図の作成（色分け、適用法令範囲の明記などで明確化）
- ・ 必要な法令手続きが完了が一目でわかるよう事業所独自のラベルを現場に貼付（見える化）
- ・ 行政あて問合せ記録のDB化と検索システムの構築
- ・ 変更工事等進捗管理を事業所内で一元化し必要場面でアラート発信する仕組みの構築

【遵法性の教育】

- ・ 過去の申請書不具合事例を繰り返し教育
- ・ 事業所自ら先頭に立った3管部門全員に対する対面教育

結果（個票別）

Ⅱ 危害予防規程等 ➡ 結果（多かった改善指摘事項）参照

Ⅲ 事故防止関係

（事故の未然防止）

- ・多くの事業所で、高圧ガス設備の更新や取替（老朽化対策）及び検査計画の考え方に係る規定類を整備し、平時の現場観察やパトロール等による規程基準類の浸透及び安全な作業の実施に取り組んでいる。

（事故時の対応）

- ・全ての事業所において、事故・災害発生時の措置について規定類を整備し、平時の教育・訓練に取り組んでいる。
- ・多くの事業所で、発生した事故等の効果的な原因究明や再発防止に係る規定類を整備し、事故・トラブル報告書の検討・作成は機械的に実施する体制が整っている。

良好事例

（事故の未然防止）

- ・現場作業の監査による事故防止、手順等の浸透化。
- ・従業員全員が所有する安全手帳とその更新の徹底
- ・協力会社の入構者教育の徹底（研修資料の見直し、毎年の受講義務）
- ・複数の緊急事態を想定した年間の訓練

（事故時の対応）

- ・解析による事故の原因特定分析
- ・過去の事件事例の繰り返しの教育（風化防止）

今回の立入検査で改善対応を多く指摘した内容について、各事業所におかれては、保安管理等に関する内部監査等での監査項目に追加するなど定期的な監査を行い、継続した保安管理体制の改善・維持を図るようお願いします。

- (1) 事故の定期的な周知教育の実績
- (2) 帳簿の記載の確認
- (3) 保安教育計画への危害予防規程の教育の実施計画の策定